

## 広東神社考

鍾 劍 峰

ZHONG Jianfeng

南越王博物院 副研究館員

訳・成 田 紅 音

NARITA Akane

非文字資料研究センター職員

### はじめに

神道は日本の民族宗教である。神社は神道において神を祀る場所であり、「神社は神道の核心であるばかりでなく、神道の基礎である。神道の古典的形式は神を祀り、祭を行うことにあり、祭祀の場所がすなわち神宮であり神社である<sup>(1)</sup>」。近代日本において、神道と国家は結びつき、祭政一致（あるいは祭政教一致）が形成、確立された。皇室祭祀と天皇崇拜を核とした国家神道<sup>(2)</sup>は、広範に深い影響をもたらしてきた。神社は国家神道の基礎であり支柱として、国家神道における旗手の役割を果たした。<sup>(3)</sup>

明治維新以降、日本人の海外移民の増加と対外侵略の拡張に伴い、神社もまた広く海外に建立された。近年「海外神社」という言葉が幅広く使用されているが、これは日本人と日本政府が日本の国土以外に建てた神社のことを指す。

海外神社は、朝鮮半島、ロシア（樺太）、中国、東南アジア、西太平洋島嶼部、ハワイ、アメリカ大陸等、数多くの国と地域に広く分布している。その中で、中国の神社とは、日本の海外神社史において「台湾の神社」、「満洲の神社」、「関東州の神社」、「中華民国の神社」等の区域別に類別されているものの総体であり、わが国領域内に建てられた全ての各種神社がそこに含まれる。<sup>(4)</sup>不完全な統計ではあるが、1945年に日本が敗戦・投降するまでに、海外神社の総数は1600社を越

<sup>①</sup>えており、中国に設立された神社の数は、552社もの数に及んだ。そのうち、台湾に184社<sup>②</sup>、中国大陸には368社<sup>③</sup>が建てられた。

日本が中国各地に建立した神社は、神道と天皇の権力の重要な象徴となった。抗日戦争（日中戦争）が終結した後、これらの神社は地方政府や民衆による大規模な破壊に遭い、今日残されているものはごく少数に過ぎず、これら日本による侵略の歴史の証拠は今やほとんど失われている。

2003年6月、広州の南越国宮署遺跡において、保存状態の良い広東神社の遺跡・遺物が数多く出土した。これは中国の考古学界においても珍しい出来事であった。しかし目下のところ学界では、広東神社の基本的状況に関して全面的に踏み込んだ検討がまだなされていない。本稿では、文献資料を基に、地図や出土文物を結び合わせ、広東神社の「広東」という語の意味や由来から、広東神社の建立および変遷、祭神、経営管理、機能に至る五つの項目について、考証と検討を進めていきたい。

### I. 広東神社の「広東」が持つ意味とその由来

中国における神社は、一般的に地名やその機能に基づいて命名されている。筆者が大まかに算出した統計では、日本がいわゆる「中華民国」（「満洲国」「台湾」

「関東州」等は除く)に設立した50社余りの神社は、南京護国神社、九江護国神社など各地の護国神社を含め、上海の晴亜神社を除く全てが地名から命名されている。広東神社もこの例にもれず、地名から命名された神社であることは疑いの余地がない。しかしながら、広東神社の「広東」の意味するところは、我々中国人が通常使用する行政省の意味ではない。これについては定義づけが必要である。

近代において日本の官民は、広州に対して「広州」と「広東」の二つの呼称を使っており、時にこの二つは混同して同時に使われていたことさえあった。さらに「広東」が主であって、慣例としては広州のことを「広東」と呼び、行政省のことは「広東省」と称するのが、一般的な状況であった。機関の名称を挙げるならば、日本駐広東領事館、広東日本人小学校、広東日本人会、広東日本人倶楽部、広東日本居留民会、広東日本居留民団、広東博愛会医院、広東日本商工会議所、広東日本人小売商業組合がある。また新聞では『広東訊報』があり、初期に発行された『広東訊報』には、「市内ニュース」と題する紙面もある。広州の地図としては、『広東市街図』<sup>(5)</sup>、『大観せる広東』<sup>(6)</sup>がある。

「広州」と「広東」の二つの呼称は往々にして同時に使用される。例えば、1931年1月5日、当時の駐広東総領事代理の須磨弥吉郎が日本の外務省に宛てた報告では、「昭和六年一月五日、在広東総領事代理須磨弥吉郎……広州市政府の施政計画報告の件……広州市長林雲陔……」<sup>(4)</sup>とある。また日本の参謀本部が編纂した『広東市事情』<sup>(7)</sup>のように、文献資料のタイトルで広州のことを「広東市」と呼んでいるケースもある。さらにこの文献の第二章のテーマにいたっては、「広州市と対外関係」となっている。これなどは「広州」と「広東」の二つの呼称が同時に使用されている典型的な例である。

地理的概念上でも、「広東」が広州と広東省を呼ぶ際に同時に使われる例が、当時の地図の中に頻出する。例えば、参謀本部が作成した『南部支那水路交通図』<sup>(8)</sup>、『南部支那言語及蛮族分布図』<sup>(9)</sup>、『南支那一般図』<sup>(10)</sup>、『両広地方道路及水路調査図』<sup>(11)</sup>、『中国空軍現況一覽図』<sup>(12)</sup>、『中国航空路一覽図』<sup>(13)</sup>、『南支那有線電信網図』<sup>(14)</sup>、さらには日本の内閣印刷局が1940年4月10日に出版した『新

支那現勢図』<sup>(15)</sup>がある。これらの地図では全て広州のことを「広東」と表すと同時に、行政省には「広東省」という表記を当て、広州とは区別している。

「広東省」と特に注記されていない限り、上記の機関や新聞、地図や文献中の「広東」は、中国語でいうところの広州を指すのである。

同様に、広東神社の「広東」は広州を指しており、行政省の意味は含まれない。神社命名の点から見ると、広東神社(広東神社境内の広東護国神社等を含む)<sup>(16)</sup>は、同時期に日本が広東省域内に設立した三灶神社や汕頭神社と並列関係にあり、行政区画上の意味での上下関係にはない。

近代日本でなぜ広州を「広東」と呼んだのかという点については、近代中日言語交流史の研究成果が明らか<sup>(5)</sup>にしている。「(中国では)1807年にはプロテスタント宣教師、ロバート・モリソンが既に広州に上陸していた。一方の日本は、1859年に正式に国の門戸を開放したことで、国外の書籍の流入がもはや規制を受けなくなり、大量の漢訳洋書や英華辞典が日本に輸入されるようになった。プロテスタント宣教師が創り出した新しい単語や訳語もそれに伴って日本語に取り入れられ、現代日本語の語彙となつていった」<sup>(17)</sup>。当時大きな影響力を持ったいくつかの漢英、英漢辞典で「Canton」の解釈を調べてみたところ、モリソンによって編纂された“A Dictionary of the Chinese Language, in three parts”には以下のように書かれている。「CANTON province, - 広東 kwang-tung, City of Canton, 広州府城 Kwang chow foo ching, or 省城 Säng ching; “The provincial city’or metropolis of the province」<sup>(18)</sup>。また、福沢諭吉の訓訳による『増訂華英通語』<sup>(19)</sup>によれば、「Canton - 省城」とあり、ヴィルヘルム・ロブシャイドが著し、井上哲次郎が増訂した『英華字典』では、以下のように記されている。「Canton - a.Southern province in China proper, 広東省, 粵東省, 南越; the prefecture of Canton, 広州府; the city of Canton, 広東省城, 羊城, 粵東羊城, 穗城; the Governor General of Canton(i.e. provinces Kwangtung and kwang-si), 両広総督; the Governor of Canton, 粵東撫台; the Hoppo of Canton, 粵東海関」<sup>(20)</sup>。さらに、永峰秀樹の訓訳による『華英字典』には、「Canton - 郡、広東、粵東; the city of

<sup>(21)</sup>  
Canton 広東省城」とある。

日本で比較的広く使用され、その影響も大きかったこれらの漢英、英漢辞典の「Canton」の解釈の記述内容から、「Canton」は一般的に広東省と広州市の両方の意味を含み、日本語で「広東」と呼ぶところの広東と広州の両方の意味を同様にカバーしていることがわかる。筆者は当時の日本領事の報告の中にも日本語の「広東」という呼称が「Canton」の意味に対応していることを発見した。1884年日本駐香港領事代理の町田実一は、日本の外務卿代理参議伊藤博文に宛てた報告の中で、日英両言語の文書で広州市沙面<sup>(6)</sup>の呼称を使用しているが、和文では「広東沙面」、英文では「Canton Shameen」と記している<sup>(22)</sup>。他にも、参謀本部が編制した文献の中に広州に関して次のような記述がある。「広州（広東省城）（外国人は Canton と称す）」<sup>(23)</sup>。このことから筆者は、日本語で広州を「広東」と呼ぶのは、英語の「Canton」がその起源だとの認識に至りつつある。ただし押さえておく必要があるのは、「Canton」という語意そのものも、初めは広東省や広東省都を指していたものが、今日の広州を指すものに変化してきたのだろうということである。

## II 広東神社の建立と移転

### (1) 建立時期

現在学界では、広東神社建立の具体的な時期に関して、いくつかの異なる意見がある。

ある意見では、広東神社は広州が陥落した後、すなわち1938年10月21日以降に建てられたという認識を持っている。このような観点を持つのは、蘇信、楊万翔、柯銘鏞らである。また、別の見方では、広東神社は1934年9月に建てられたとする。さらに別の意見では、広東神社は1934年11月に建てられたとしている。

筆者は広東日本人小学校の関連文書を調べた際に、広東神社の名が初めて出てくるのは、『広東日本人小学校昭和九年度学事状況並収支決算書』の中の以下の文章であることを発見した。「(昭和九年)十一月三日明治節に付午前十時より奉賀式を挙行す。午後四時より広東神社の大祭挙行さる。職員児童一同参列す」。

同月二十三日、「新嘗祭に付休業し職員児童広東神社に参拝す」。翌年「三月二十一日 春季皇霊祭に付休業し広東神社に参拝せし」<sup>(24)</sup>。ここでは広東神社で大祭が行われた具体的な時間の記録のみならず、新嘗祭や春季皇霊祭の際に広東日本人小学校の教師と生徒が参拝したことも記されている。

また、中村孝也によれば、「広東神社の起源を尋ねるに、昭和九年十一月、広東在留の邦人三百余名の至誠と警泊中の帝国軍艦〇〇乗組将士の援助とに由って、沙面英国租界日本人小学校の校庭に創建せられ、毎年十一月三日を祭日として……」<sup>(25)</sup>とある。

上述の二つの文章は合致している。このため、筆者は広東神社が建立された正確な時期は1934(昭和9)年11月3日だと考える。

外務省東亜局の年度執務報告に書かれている広東神社の建立時期(1934年9月)<sup>(26)</sup><sup>(7)</sup>に関しては、目下他に相互に参照し確かめる文献や証拠物品が見つからないため、筆者は慎重な態度を保っている。

### (2) 建立地

広東神社の建立地点に関しても、学界では意見が分かれている。

一つ目の意見は、神社は恵愛東路(現在の広州中山四路南越王博物院)にあったというもので、別の意見では、神社は広州の沙面租界にあったとしている。

広東神社の建立時期を考察する際と同様に、広東神社の建立地点考察の鍵は、広東日本人小学校の情報にある。広東日本人小学校は、1915年に広州沙面地区英国租界第43号に開設され、1917年には日本の外務省および文部省から認可を受けて、華南地区唯一の日本の在外指定学校となっている。既に述べたように、『広東日本人小学校昭和九年度学事状況並収支決算書』には、教師と生徒が校内で広東神社を参拝したことが記されている。中村孝也も著書『支那に行く』の中で、広東神社は沙面英租界の日本人小学校校庭に創建されたと書いている<sup>(27)</sup>。ここから広東神社が建立された場所は、広州の沙面地区英国租界第43号広東日本人小学校内だと言えるであろう。

### (3) 神社の移転

広東神社が沙面地区に創建されたのだとすれば、2003年に南越国宮署遺跡にて広東神社の遺跡・遺物が出土したことは、どう説明したら良いだろうか。広東神社はまずは沙面英租界に建てられ、その後、恵愛東路（現在の広州中山四路南越王博物院）に移転したのであろうか。

中村孝也は『支那を行く』の中で、移転の経緯について次のように記している。「広東神社の起源を尋ねるに、昭和九年十一月、……沙面英国租界日本人小学校の校庭に創建せられ、……然るに支那事変の起るに会ひ、御神体を官幣大社台湾神社に奉還しまゐらせたが、……（昭和）十四年十月、旧永漢公園に神域を齎定し、御神体を台湾より奉迎して、十一月一日鎮座祭、<sup>(28)</sup>同日慶賀大祭、同三日例祭を……」。すなわち、広東神社は1934年11月3日に沙面英租界第43号広東日本人小学校に創建され、1939年11月に旧永漢公園（現中山四路南越王博物院）に移転、11月1日、2日、3日に分けて鎮座祭、大祭、例祭が挙行されたのである。

また、日本名所図絵社発行の広州地図の説明文にも、広東神社の移転について次のように書かれている。「此の神社（広東神社を指す）は事変前迄は、沙面の西端に在ったが、現在では漢民北路の漢民公園内に遷座し、<sup>(29)</sup>……」。

当時の台湾総督府臨時情報部は、1939年11月の広東神社の移転と拡張に関して次のように記している。「精神的な方面を見れば忠霊塔建設費や広東神社建設費に中国人のしかも婦人までも貧者の一燈式の献金があることによっても理解出来る。それは一人や二人ではない。一度や二度ではない。各方面に亘ってのさうした感謝運動がある<sup>(30)</sup>」。この文献は広東神社の建設だけでなく、忠霊塔の建設についても触れている。

また日本で作成された別の広州の地図では（地図①<sup>(31)</sup>②③）、日本軍の広州占領前の広東神社は漢民公園にはなかったという証拠を見つけ出すことができる。この地図によれば、発行日である1938年6月においては恵愛東路には漢民公園（当時の名称は永漢公園）が在り、一方で沙面地区西端には広東日本人小学校と表示されている<sup>(32)</sup>。このことから『日本神社事典』に書かれている広東神社の建立時期（1934年）と建立地点（広

州市恵愛東路）に関する記述の間には矛盾があることがわかる。『日本神社事典』では、明らかに広東神社の移転という重要な要素を無視しており、そのことが神社の建立時期と建立地点の間に食い違いを生んでしまっている。

では、広東神社はなぜ移転したのであろうか。中村孝也の『支那を行く』と日本名所図絵社発行の『大観せる広東』の説明文は共に、広東神社移転の歴史的背景は1937年の「七・七」事変（7月7日の盧溝橋事件）にあると述べている。この「七・七」事変に対する中国軍による全面的抗戦が起こった後、広州では激しい反日運動が沸き起こった。8月13日に戦火が上海まで広がると、時の駐広東総領事の中村豊一は、翌日には現地の日本人居留民に退去命令を下した。広州に居留していた日本人は8月17日には全員香港に移り、<sup>(33)</sup>総領事館も閉鎖された。

ここで指摘すべきは、広東神社が沙面から漢民公園に移ったのは、単なる移転ではなく規模の拡大であったということだ。広東神社が沙面において占めていた面積規模は15坪、約50平方メートルであった<sup>(34)</sup>。しかし、広東神社が漢民公園に移ってからは、公園全域を神社の敷地とし、面積はおよそ2562平方メートル<sup>(35)</sup>を占め、その規模は約51倍近く拡大し、広東神社はあたかも当時の広州のシンボルとも言える建築となったのである。日本名所図絵社発行の『広東市街図』（地図④⑤）<sup>(36)</sup>と『大観せる広東』（地図⑥⑦）には、この点が鮮明に表現されている。『広東市街図』では、漢民公園と広東神社が共に並んで表記され、『大観せる広東』には神社の鳥居や社殿が描かれている。鳥居は白く、社殿の建物は朱色に描かれ、鳥居と社殿の間には長い参道が敷設されている。つまり、広東神社の移転と拡張は、日本の中国における勢力の急速な膨張を客観的に反映していると言える。この点は、駐広東総領事館の移転と拡張においてもまた明確に表れている。駐広東総領事館は、「七・七」事変以前は沙面英租界69号一棟小楼にあった。1938年10月に日本軍が広州を占領、「30日に岡崎勝男が総領事となり、数名の館員を伴って飛行機で広州に到着、総領事館を再開した。教育庁のある土地には、一万坪を超える、中国大陸でも屈指の豪華な建物が建設された<sup>(37)</sup>」のである。



地図① 1938年6月発行『廣東市街図』台湾総督府文教局学務課（香港科技大学図書館蔵）Creative Commons



地図②（地図①を拡大）沙面地区の「租界」西端に「日本人小学校」がある。



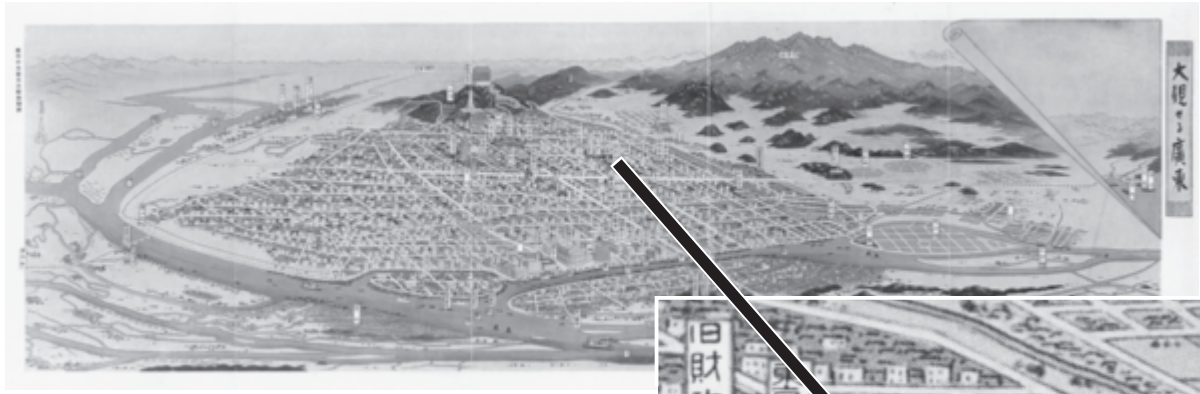
地図③（地図①を拡大）永漢公園（後の漢民公園）には神社についての表記はない。



↑地図④ 発行年不明『廣東市街図』日本名所図絵社（国際日本文化研究センター所蔵）

→地図⑤（地図④を拡大）広東神社と漢民公園が並列して表記されている。





↑地図⑥ 金子常光絵 1939-40年※『大観せる広東』日本名所図絵社  
(国際日本文化研究センター所蔵)  
※発行年は原注(6) 鍾翀編著書 P122 の推定による



→地図⑦(地図⑥を拡大) 漢民公園内に  
廣東神社の鳥居や社殿が描かれている。

### Ⅲ 広東神社の祭神

祭神は、神社の主要な構成要素の一つである。多神信仰である神道の観念では、世の万物全てに神が宿り、それは「八百万(やおよろず)」の神と呼ばれる<sup>(38)</sup>。

広東神社の祭神について、筆者はこれまでに四件の文献中の記述を見つけた。一つは、郡茂徳の『香港及び南支那の近情』にある次の記述である。「沙面英租界に在る日本人小学校は、…其の構内には広東神社がある。……皇大神宮、靖国神社を合祀してある<sup>(39)</sup>」。この文献では天照大神(皇大神宮は天照大神を祀る)と靖国の神について触れている。二つ目は、外務省東亜局の三か年にわたる執務報告である。それぞれ、「天照皇大神、明治天皇、靖国神社分霊(1936年度)<sup>(40)</sup>」、「天照皇大神、明治天皇、靖国神(1937年度)<sup>(41)</sup>」、「天照皇大神、明治天皇、靖国神(1938年度)<sup>(42)</sup>」とある。三つ目は、日本名所図絵社発行の広州の地図の以下のような説明書きにある。「日本の皇太神宮、明治神宮、靖国神社を合祀した此の神社(広東神社)は……<sup>(43)</sup>」。四つ目は、中村孝也の『支那を行く』で、そこには「御祭神は、本殿は天照大神と明治天皇とを齋き祀る。別殿は向って右に在り、広東護国神社と申し、靖国の神々を奉祀する。……本殿の向って左に稲荷社がある」と<sup>(44)</sup>

ある。これらの文献はすなわち、広東神社の主祭神が天照大神と明治天皇であり、他に靖国神と稲荷神が祀られ、合わせて四種の神が存在したことを示している<sup>(9)</sup>。

郡茂徳の記述にある二種の祭神以外にも、他の三件の文献に書かれた三種の祭神は情報が一致しており、まずは、広東神社の祭神には天照大神、明治天皇、靖国神があったことが確定できるだろう。ならば中村孝也が述べている稲荷神についてはどのように解釈すればよいのであろうか。この答えを出す前に、まずこの四種の祭神についての基本情報を理解する必要がある。

神社の祭祀の神は、その属性によって、「神話の神」、「人物の神」、「自然の神」のおおむね三つに分けられる<sup>(45)</sup>。「神話の神」は『古事記』に登場する神々のことを指す。各地に自然発生的に生まれた伝説を、奈良時代の文官太安万侶が収集しまとめたといわれる天照大神に代表される神々である。天照大神は太陽神とも呼ばれ、天皇家の祖先神(皇祖神)であるとともに、日本全国共通の祖先の神であるとされ、国家神道の体系において最も神聖な神として重視されている。天照大神の神体は八咫鏡で、これは「三種の神器(鏡、剣、玉)」の一つである。神鏡である八咫鏡は最も貴重な宝器とされる<sup>(46)</sup>。

「人物の神」とは、神格化された歴史上の人物が、死後、神として祀られたものである。明治天皇は、第二次世界大戦前に、日本の近代国家を創設して中日甲午戦争（日清戦争）と日露戦争に勝利し、朝鮮を併合、「大日本帝国」の基礎を打ち立てた「大帝」として人々の崇敬を集めた。また国家神道のもとでは、天皇家こそが天照大神の直系子孫とされた。

靖国神は、近代天皇制国家の時期に天皇の名のもとに行われた日本国内外の戦争において亡くなった軍人を「護国英霊」として尊び奉じ祀ったものであり、「護国英霊」は「靖国の神」とも称される。最も典型的なものは1879年に設立された靖国神社（前身は1869年建立の東京招魂社）である。靖国神社の祭神は現在では246万6000柱を超え、日本では祭神が最も多い神社とされている<sup>(47)</sup>。靖国神社は明治天皇から賜った名称であり、また靖国神の総社でもある。靖国神を祀る海外神社は、護国神社という形で存在していた。例えば上海護国神社や台湾護国神社などがそうである。このことから、日本外務省東亜局年度執務報告（1936年度）の靖国神社分霊に関する記述や、中村孝也の記述の中に広東護国神社の名が出てくることの説明がつく。

稲荷神は、日本の神話に出てくる穀物と食物の神の総称である。初めは五穀豊穰を加護する農耕の神とみなされていたが、商工業の発展に伴い、豊作をつかさどる稲荷神は富をも象徴するようになり、商業の神、

家屋や土地の神ともなって、広く信仰と崇敬を集め、とりわけ商工業界において敬われ奉ぜられるようになった。中村孝也の著書でも、広東神社の中にあった稲荷社は、広州の日本人商人の崇敬により勧請され設立されたものだと記されている<sup>(48)</sup>。狐は稲荷神の使者だとみなされている。稲荷神と狐の関係は、主祭神である倉稻魂命（うかのみたまのみこと）の別名「御饌津神（みけつのかみ）」から来ている。狐は古くは「けつ」と呼ばれたため、「みけつのかみ」はその音から「三狐神（みけつのかみ）」であると解釈された。両者の読みが同じであるため、置き換えられ、狐が稲荷大神の侍従となったのである<sup>(49)</sup>。

「自然の神」は、山や岩、木などを神が宿る依り代として敬ってきた古代の信仰が残ったものである<sup>(50)</sup>。

2003年に南越国宮署遺跡から出土した広東神社の遺物の中には、銅鏡や「靖国神社」と銘款の入った器物、金の狐の上絵の施された飾り物など、神社の祭神と直接関連する器物がある。これらの器物と上述の文献に記されている広東神社の祭神は完全に一致する。については、広東神社は天照大神と明治天皇を主祭神とし、同時に靖国神と稲荷神を祀った多神合祀の神社であると断定してよいだろう。

しかしながら、文献の記述の矛盾点についてはどう解釈すべきであろうか。中村孝也の記述にはなぜそれまでの文献に記述されていない稲荷神が出てくるのであろうか。これは広東神社の祭神の数にも変化の過程



があったことを示しているのだろうか。つまり、広東神社の祭神は初めは三種だったが、後に稲荷神が追加されたということなのだろうか。外務省東亜局の年度執務報告が書かれた時期（1938年）を考えると、このことはまさに広東神社の移転の過程と関係があるといえるだろう。すなわち、広東神社が稲荷神を祀った時期は、広東神社が移転した後の1939年10月から1941年2月22日（1941年2月22日は中村孝也が広州を訪れた日である）の間であるという意味である。ここから、外務省東亜局の三か年にわたる執務報告の中では、広東神社には三種の祭神しかいないことの理由も説明することができる。ただし、日本名所図絵社が1941年6月20日に発行した広州の地図の説明書きになぜ三種の祭神しか記載されていないのかということに関しては、理解に苦しむ。というのも、その発行の時期は、中村孝也が広州を訪れた後だからである。これについては、記述の過程で書き洩らした可能性があるのではないかと、筆者は推測している。

それではなぜこれらの祭神が祀られたのであろうか。学界では在華神社の祭神の特徴については既に踏み込んだ研究がなされてきた。換言すれば、日本の在華神社の祭神にはそれだけ特徴があるということである。海外神社研究を代表する研究者の一人である中島三千男は、この点について統計を取っており、中国内地に祀られている海外神社の神々の状況について次のようにまとめている。「それぞれの祭神のうち最も多いものは天照大神の44社、ついで明治天皇の36社、国魂大神の19社が続く。合祀神社を多いものから少ないものに順に分けていくと、『天照大神、明治天皇』型の20社、『天照大神、国魂大神、明治天皇』型の11社、『天照大神、国魂大神』型の4社である」<sup>(50)</sup>。

在華神社の祭神の特徴は、日本の海外神社の祭神の体系において、「初期の明治時代に台湾神社や樺太神社で尊奉されていた『開拓三神（大国魂命、大己貴命、少彦神命）』型から、大正、昭和時代の朝鮮神宮以降の『天照大神、明治天皇』型への転換を表し、海外神社の政治色が日増しに濃厚になって国家神道理論を徹底して深めていったことを反映している」<sup>(51)</sup>。

広東神社は広州の日本人居留民が自発的に設立した神社であり、「天照大神、明治天皇」は日本人居留

民にとってみれば共同で信奉する神であったかもしれないが、中国人にとってみれば、それらは、政治色の強い祭神に他ならない。<sup>(52)</sup>

在華神社において天照大神を主祭神とし多神を合祀したこのような事象について、「在華神社は伊勢神宮と靖国神社の性格を併せ持っており、それはすなわち皇民化と軍国化を一体化したものである」と陳小法は指摘している。<sup>(53)</sup>「その本質は、日本の支配する土地には、日本の神々が降臨するという、国体の教義に立つ宗教侵略で」<sup>(54)</sup>、侵略戦争の正当化を企てたものであり、これは日本がいわゆる「大東亜共栄圏」を推進する手段の一つであった。

#### IV 広東神社の経営管理

在華神社の経営管理に関しては、日本政府は一連の政策法規を定めている。その中で最も重要なものは、1936年に発布された『在満州国及中華民国神社規則』（外務省令第8号）であり、これにより日本政府は、法制化という手段をもって中国における神社設立に関する事柄を管理した。<sup>(55)</sup>さらにその翌年には『中華民国神社規則』（外務省令第13号）を独立させて発布している。この規則の第一条では次のように規定している。「中華民国に於て神社を設立、移転、廃止又は併合せんとするときは所轄帝国領事館の許可を受くへし」<sup>(56)</sup>。

このことから、広東神社は駐広東総領事館の管理の範疇にあったということがわかる。この点は広東神社の神職職員の管理権においても示されている。『中華民国神社規則』第二十条では、「神職其の職責を怠り若は其の体面を汚したるとき又は其の他不適任と認むる行為ありたるときは所轄帝国領事館は其の退職を命ずることあるへし」<sup>(57)</sup>と規定している。また、1940年11月2日、時の駐広東総領事喜多長雄は松岡外務大臣に次のような報告をしている。「当地広東神社神職は居留民の信望を失し退職の意を洩せるを以て至急人柄良き適当なる後任者推薦方御取計相成度尚後任者の年齢は問はさるも妻帯者なること望ましく月収は約三百円官舎あり旅費二等実費を支給す」<sup>(58)</sup>。さらに喜多は同年12月21日に再度緊急報告を送っている。「往電第四六一号に関し（広東神社神職後任の件）至急御取計



相成結果電報ありたし<sup>(59)</sup>。また、翌年1月30日には、後継の高津富雄総領事が広東神社の神職任命を決定したことについて報告している。「根道東亜局第三課長へ 御推薦に掛る所茂を当広東神社の神職に採用することに決せり旅費等送付の都合あるに付氏子総代より直接本人に対し同伴家族等を照会することとせり<sup>(60)</sup>」。この報告からは、広東神社の新しい神職の人選が外務省東亜局第三課長根道の推薦による<sup>(13)</sup>ことがわかる。

駐広東総領事館はまた、広東神社に係る費用の申請の振り分けを直接担っていた。「在広東 高津総領事昭和十六年神饌幣帛料送付ノ件（第八九号）、広東神社に対する十六年度神饌幣帛料六〇円在外公館の款、神社費の項、神饌幣帛料の目より支出前渡電送す。前例に依り処理ありたし<sup>(61)</sup>」。これは、時の外務大臣東郷が広東神社神饌幣帛料の支給に関して高津富雄総領事に送った通信であり、文中では、日本の在外公使館の費用の中に、神社にかかわる専門の費用項目が設けられていたことが示されている<sup>(14)</sup>。

法律上は所管地の日本領事館が神社の管理事務を担っていたものの、神社の日常的な経営管理は、現地の日本居留民の管理組織である居留民団が受け持っていた。広東居留民団が作成した『昭和十五年（1940）年度広東居留民団歳入歳出予算書』によれば、年度歳出経常部予算のうち、第一款は神社費であり、予算額は150円、備考に神饌料、幣帛料とある。詳しくは表1を参照されたい。

この表からわかるのは、神社費用の支出が広東居留民団の年度予算支出に占める割合は非常に小さいということである。その理由は、神社自身に資金収入源があったからだ<sup>(62)</sup>と筆者は推測する。外務省東亜局の毎年の執務報告によれば、広東神社の維持は主に氏子の供託金（献金）に頼っていた。氏子と崇敬者の戸数は昭和12（1937）年度段階では117戸<sup>(63)</sup>であったが、広東神社移転再建後には3983戸<sup>(64)</sup>にまで増加している。

これまで見たように、在華神社の経営には直接的には領事館を通じて外務省が関わっているのであるが、もちろん在華神社といえども神社である以上、外務省が単独で関わっていたのではなく、国内で神社問題を専管した内務省とも密接に連携をとっていた。内務省の中でも最も重要視されていた組織が1900年に設け

表1 1940年度広東居留民団歳出予算表（経常部）

款	項	予算額	備考
第一	神社費	150.00	
	一、神社費	150.00	神饌料、幣帛料
第二	事務所費	89023.00	
	一、俸給給与	67903.00	吏員、雇用員給与
	二、需用費	17520.00	帳簿、文具等
	三、家賃	3600.00	事務所、公会堂等
第三	会議費	6425.00	
	一、民会費	875.00	議員費等
	二、参事会費	1150.00	参事会員費等
	三、委員会費	3500.00	委員費、雑費等
	四、選挙費	500.00	
	五、町内会費	400.00	
第四	営繕及備品費	12500.00	
	一、営繕費	4800.00	事務所、公会堂等
	二、備品費	7700.00	事務所、宿舍等
第五	教育費	57759.00	
	一、小学校費	47759.00	
	二、青年学校費	5000.00	
	三、幼稚園費	5000.00	

『昭和十五（1940）年度広東居留民団歳入歳出予算書』より抜粋

られた神社局で、そこでは神社行政の特立が標榜されていた。「神社局は、内務省の各局のなかで最高位に置かれ、神社行政は同省にとって最重要の所轄事項とされ<sup>(65)</sup>（1940年11月、神社局は神祇院に昇格している）、神職制度から神社祭祀に至るまで一連にわたる指導と監督が行われた。

さらに、台湾が当時の日本の中国南部および東南アジア地域統治の戦略拠点であり、台湾総督府が広東神社の経営管理においても重要な役割を演じていたということにも注意を払うべきである。中村孝也は広東神社の神体の台湾神社への移転について、台湾と広東神社の密接な関係を明らかにしている。先にも引用したが、「広東神社 ..... 支那事変の起るに会ひ、御神体を官幣大社台湾神社に奉遷しまゐらせたが .....（昭和）十四年十月、旧永漢公園に神域を齋定し、御神体を台湾より奉迎して、十一月一日鎮座祭 .....」とある。つまりこの文献には、（1937年の）「七・七」事変の後、広東神社の神体は台湾神社に移され、1939年11月に台湾神社から戻されたという歴史が書かれているのである。

## V 広東神社の機能

広東神社の機能を考察するには、まず先に日本の海外神社建立の目的を明らかにしておいた方が良いでしょう。当時の宮内省掌典佐伯有義は、早くも1905年4月に刊行された『全国神職会会報』の巻頭で以下のように述べている。

祖国から遠く離れた同胞たちの気持ちを慰めることを考慮するならば、新たに神社を建てることは焦眉の急である。同時に、現地人を懐柔し、皇民化に浴し、我が国の国風に徹底して同化させることも大変重要である。そのためにも有効な手段は、神社を建造し、厳粛な祭祀を挙行し、彼らにわが帝国の礼儀と君子のあるべき姿を印象付け、ひいては彼らを心から同化させることである。これは皇徳普照の実現にとって非常に有益なことであると確信する。そのため、清、韓両国<sup>(68)</sup>にて早急に神社を建設することを希望する。

1940年12月の興亜院<sup>(17)</sup>の『支那に於ける神社に関する考察』は、日本の軍部や政府の中国における神社建造の目的について以下のように結論付けている。

第一に、在華日本人の思想と意識を統制し、彼らが日中戦争（侵華戦争）の中で自己の役割を發揮するよう認識させる。第二に、中国人が神社において神霊の威徳を崇敬し、皇祖皇宗の経徳を敬仰することで、日本が推し進める東亜新秩序に従うようにさせる。第三に、「惟神の道（かながらのみち）」を広く知らしめ、在華日本人と中国人を「同心同徳」で東亜新秩序に忠誠を尽くすようにさせ、それによって強固な東亜新秩序の目的を実現する。第四に、皇道精神を中心とした新文化が中国文化に取って替わり、中国人自身の文化<sup>(69)</sup>を失わせる。

広東神社の機能は、基本的に上述の日本の海外神社の建立の目的を具現化していると言える。その具体的な過程は二つの段階に分けられる。第一段階は、広東神社建立初期の沙面における時期である。この段階では広東神社は沙面租界の広東日本人小学校内にあったため、ある程度閉鎖性があり、その機能の対象が主に学内の教師や学生、および広州の日本人居留民に限られていた。広東神社は国家祭祀の施設として神職と広州地域の氏子組織に背後から支えられており、一連の

神道儀礼や祭祀活動と思想を通して皇室祭祀と天皇崇拜を中心とした国家神道を広く知らしめることで、広州日本人居留民の国民教化および国家統合の重要な道具となり手段となった。まさに広東日本人小学校関連文書に書かれているように、新嘗祭や皇霊祭などの祭日の際には、学校の教師と生徒は規定に則って神社を参拝し、神を敬い先祖を尊ぶ「美德」を養ったのである。事実上、神社のあった学校自体が国家神道を宣伝し国民を統合する重要な場所であった。学校の日常儀礼には伊勢神宮や宮城（皇居）、靖国神社、明治神宮への遥拝、さらには天皇の肖像写真（御真影）や『教育勅語』（謄本）に対する敬礼も含まれていた。この点において、神社と学校の役割は一致していた。「天皇崇拜を核としながら学校教育と神社とメディアが緊密に結合し、強力な国家神道普及システムが機能するようになっていた」<sup>(70)</sup>。

第二段階は、広東神社が移転し拡張された漢民公園における段階である。この段階の広東神社は広州市中心の漢民公園内にあり、社会公共活動の空間を持ちその機能の対象は拡大し、それまでより広い範囲に影響を与えることとなった。第一段階の国民教化、国家統合といった機能の他にも、侵華戦争の全面的展開に伴って、広東神社には戦争への動員や軍国主義の宣伝という面の役割が顕著に増していった。それを表しているのが、広東神社内に境内社として広東護国神社が増設されたことである。「華南地区での我が国の兵士との闘いで日本軍兵士の死亡者が出る度に、その骨と灰は長方形の骨箱に収められてこの神社に“奉祀”された。骨箱は褐色あるいは黒色で、上には三角形の白布がかけられ、日本軍の隊列が連なって“奉安”の儀式を執り行った」<sup>(71)</sup>。侵華戦争における日本人の死者は、護国神社での合祀で招魂と昇神の儀式を経て「靖国の神」となった。祭神の名は「霊璽簿」に記載され、その霊璽簿は神社本殿でも最も奥まったところにある「霊璽簿奉安殿」に安置された。ここは護国神社の中でも最も重要で神聖な場所とされた<sup>(72)</sup>。自国の戦争を正義の『聖戦』とみなし、戦死した将兵を「お国のために死んだ」「護国英雄」として美化して、『英霊』を『顕彰』し、他の国民に「英霊の遺志を継げ」と呼びかけた。ここにはまさに靖国信仰の根本的三要素（聖戦、

英霊、顕彰)<sup>(73)</sup> ⑨ が全て含まれていた。死んだ兵士を神霊として祀ることで犠牲者の死を神聖化するという護国神社（靖国神社）のこの機能は、国家の名を以て国民を、人を殺し、あるいは殺される道へと駆り立てた行為をまさしく合理化するものであった。侵略の論理は献身の論理へと転換され、死への不気味な恐怖は賛美と感動の崇高なる献身へと変わったのである。<sup>(74)</sup>

拝礼や祭祀を通じて士気を鼓舞する他にも、広東神社は社会政治活動の場ともなっていた。広東神社で行われた重要な活動としては次のものがある。1941年のいわゆる「慶祝日露戦争海軍勝利 36 周年」の際の将兵組織による参拝活動、1942 年シンガポール侵略後の日本の役人や「漢奸」、その他「傀儡」<sup>⑩</sup> による「慶祝」参拝活動<sup>(75)</sup>、広東日本人居留民が行った「広東興亜報国会」<sup>(76)</sup> の結成式、などである。

この他にも、広東神社のこの段階のもう一つの突出した機能は、中国人の思想や意識を同化させることによって文化統一を遂行する重要な道具であったということだ。中国人の当時の回想によれば、「春や秋の祭りの際（毎年 4 月と 10 月）には漢奸や政府要人は皆ここに集まり、境内に入って『亡霊』を参拝した」<sup>(77)</sup>。また「中国人は皆公園の前を通る時には、立ち止まって直立し、門の中に向かって深々とお辞儀をしなくてはならない、さもなくば大変な目に合うのだ！ ..... 中国人はここで日本兵によって血を流すほど頭を殴られ地面を転げまわることになった」<sup>(78)</sup>。この地域に住む多くの中国人に対して、広東神社は屈辱的な暗黒の記憶を残した。そしてこのことが、戦後中華民国時代の広州政府による神社の建物の改築や、中華人民共和国建国初期の神社建築の取り壊しと保存に関する論争を巻き起こすことになる（この件は別稿に譲る）<sup>⑪</sup>。

## おわりに

第二次世界大戦後、広東神社の鳥居は広州人民によって打ち砕かれた。かつて靖国の神が祀られた「軍神屋」<sup>⑫</sup>（広州人は俗に「鬼屋」と呼ぶ）は閲覧室に改築され<sup>(79)</sup>、漢民公園の一部となり、その後漢民公園も数回にわたる変遷を経た。1950 年、広州市人民政府がこの公園を人民公園と改名、1955 年 5 月 1 日には広

州動物園に改変、さらに 1958 年 6 月 1 日には児童公園<sup>(80)</sup> に改変した。その後 2001 年 12 月 16 日までに、南越国宮署遺跡発掘作業の本格的進展に伴い児童公園は閉鎖され移転した。2003 年 6 月 3 日、考古研究員が広東神社の遺跡と遺物を発見した。これは中国国内では目下初めての日本の在華神社の遺跡遺物の大規模な出土であり、重大な歴史的価値と意義を持つものである。2014 年 5 月 1 日、南越国宮署遺跡を基に南越王宮博物館（現在は南越王博物院に改称）が創建され全面的に对外开放された。

本稿では広東神社の基本的状況について考証と検討を行ったが、筆者は依然として多くの疑問を抱いている。『日本在中華民国神社規則』第二条には、「神社の設立の許可を受けんとするときは其の氏子又は崇敬者と為るべき者二十人以上の連署を以て」「所管帝国領事官に願出つへし」と規定されている。申請内容には、設立の理由や設立する場所、神社の名称、祭神、例祭日、神殿、拝殿、その他の建物の位置、規模、面積、設計図、設立費用およびその支弁方法、維持方法、神職の氏名、氏子あるいは崇敬者の戸数、神殿及びその他建築物の着工と竣工の予定日などが含まれる。しかし筆者は広東神社の設立申請書をいまだ探し出せていない。また、出土した広東神社の遺跡遺物の解読も今後の課題である。もし本稿が広東神社に関する議論に呼び水的役割を果たすことができ、研究の深化を促すことができたなら大変幸いである。

## 【訳者付記】

本翻訳稿は、遼寧大学日本研究所『日本研究』2016 年 4 月号に掲載された、鍾剣峰氏（中国広東省広州市、南越王博物院副研究館員）による中国語の論文「広東神社考略」を翻訳し、若干の加筆修正を行ったものである。鍾氏の了解を得て、地図と写真、ならびに訳注を加えた。本稿の作成は、鍾氏のご理解とお力添えなしには到底なし得なかった。引用資料の収集や疑問点の確認にあたり、鍾氏は常に懇切丁寧に私の要望にご対応くださった。感謝の念に堪えません。

内容については、神奈川大学名誉教授で非文字資料研究センター『『帝国日本』境界の祭祀再編と海外神社』

研究班・客員研究員の中島三千男氏の全面的な監修を受けた。記して心からの感謝の意を表します。

もとはと言えば、中島氏と研究交流があった鍾氏の論文を、是非日本の研究者に届け日中の学術交流に資したいという中島氏の思いがあり、交流に言語面での仲介役として関わっていた私が、僭越ながら翻訳を担わせていただいたという経緯である。

また、同じく神奈川大学名誉教授で非文字資料研究センター「東アジア開港場（租界・居留地）における都市の発展と建築調査」研究班・客員研究員の大里浩秋氏に翻訳のチェックを依頼し、表現に関するアドバイスを受けた。大里氏には、依頼を快く引き受けていただくとともに、広東神社に関わる関連資料をご紹介いただき、本稿の引用文献とは異なる角度からも内容の確認をすることができた。ご協力に深く感謝申し上げます。

#### 【原注（引用・参照文献）】

- ・本文中の引用箇所では、原典で旧漢字が使用されているものについては現代漢字に、カタカナはひらがなに、それぞれ改めて表記した。
  - ・以下の文献名のうち中国簡体字のものは、日本語新字体に変えて表記した。
- (1) 劉立善 2005『没有経卷の宗教—日本神道』 p.97、銀川：寧夏人民出版社
  - (2) 島蘭進著、李建華訳 2015『国家神道与日本人』 p.29、北京：社会科学文献出版社 ※本翻訳稿では、島蘭進 2010『国家神道と日本人』 p.30、東京：岩波書店を参照した。
  - (3) 村上重良著、聶長振訳 1992『国家神道』 p.135、北京：商務印書館 ※本翻訳稿では村上重良 1970『国家神道』 p.165、東京：岩波書店を参照した。
  - (4) 陳小法 2012「“杭州神社”之研究—兼論在華神祇的侵略性」崔世広主編『日本社会文化研究叢書「神道与日本文化」』 p.282、北京：中国社会科学出版社
  - (5) 台湾総督府文教局学務課 1938『広東市街図』香港科技大学図書館所蔵 <http://lbezone.ust.hk/bib/b923443>
  - (6) 日本名所図絵社 金子常光絵 1939-40『大観せる広東』鍾翀編著 2011『旧城勝景—日絵近代中国都市鳥瞰地図』 pp.122-123、上海：上海書画出版社

- (7) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C11110883700、Ref.C11110883800、『広東市事情』森川史料(防衛省防衛研究所)
- (8) 参謀本部 1933『南支那兵要地誌軍用資源概説』 p.22、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1904603/26>
- (9) 同上、p.172 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1904603/141>
- (10) 同上、附図第一 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1904603/200>
- (11) 同上、附図第二 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1904603/218>
- (12) 同上、附図第四 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1904603/242>
- (13) 同上、附図第五 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1904603/252>
- (14) 同上、附図第六 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1904603/262>
- (15) JACAR Ref.A06031070600、日本内閣情報部編集 1940『写真週報』(第111号)付録、pp.4-10
- (16) 中村孝也 1942『支那を行く』 p.29、東京：大日本雄弁会講談社
- (17) 沈国威 2010『近代中日詞匯交流研究—漢字新詞的創制、容受与共享』 p.26、北京：中華書局
- (18) Morrison, Robert 1815-1823. *A Dictionary of the Chinese Language, in three parts*, p.60, Macao: East India Company's Press
- (19) 子卿著、福沢諭吉訳 1860『増訂華英通語』各埠名類、萬延庚申快堂蔵板、早稲田大学古典籍総合データベース [https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko08/bunko08\\_c0788/index.html](https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko08/bunko08_c0788/index.html)
- (20) 羅布存徳(Lobscheid, William) 原著、井上哲次郎増訂 1884『増訂英華字典』 p.196、藤井次右衛門、国立国会図書館デジタルコレクション <https://www.dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/869198/102>
- (21) 永峰秀樹訓訳 1881『華英字典』 p.44、竹雲書屋、国立国会図書館デジタルコレクション <https://www.dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/869221/25>
- (22) JACAR Ref.B08090143100、清国各地暴動雜件第一卷(5-3-2-0-1\_001)(外務省外交史料館) 0277-0280
- (23) 注8 前掲資料、p.81 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1904603/58>

- (24) JACAR Ref.B04012113800、在外日本人各学校関係雑件／在南支ノ部／広東日本国民学校 (I-1-5-0-2\_6\_5)(外務省外交史料館) 0048-0049
- (25) 注 16 前掲書、pp.29-30
- (26) JACAR Ref.B02130130900、執務報告 昭和十一年度東亜局第二課及第三課(東亜-21)(外務省外交史料館)0044
- (27) 注 16 前掲書、pp.29-30
- (28) 注 16 前掲書、pp.29-30
- (29) 日本名所図絵社天津支店 1941『大観せる広東』裏面中国語案内文(沙志仁氏所蔵)※本翻訳稿では日本名所図絵社 1939-40『大観せる広東』裏面日本語案内文(国際日本文化センター所蔵)を参照；広州市地方志編纂委員会 1995『広州市志(巻三)』p.544、広州：広州出版社
- (30) JACAR Ref. A06032505600 石谷信保 1939「更生広東」『台湾総督府臨時情報部部報第 81 号』pp.11-12
- (31) 注 5 前掲資料
- (32) 「日本神社事典海外神社一覧・支那編」  
<http://kitabatake.world.coocan.jp/jinjya.html>
- (33) 張伝宇 2012「抗日戦争前の広州日本人群体—以人口及職業問題为中心」『中山大学学报』(5) p.124
- (34) 注 26 前掲資料
- (35) 孫易 2010「広州近代公園建設与発展研究」修士論文 p.53、華南理工大学
- (36) 日本名所図絵社 発行年不明『広東市街図』；注 6 前掲資料『大観せる広東』
- (37) 房建昌 1999「史料考弁—駐広州日本総領事館、広東大使館事務所及法属印度支那日本大使府広州湾出張所」『広東史志』p.20
- (38) 外山晴彦監修、蘇暉婷訳 2014『日本神社事典—進入神話伝説与神霊隱身之所』p.28、台北：台湾東販出版社 ※本翻訳稿では外山晴彦監修 2013『日本の神々がわかる神社事典』p.28、東京：成美堂出版を参照した。
- (39) 郡茂徳 1935「香港及び南支那の近情」『台湾時報』7月号、p.75、台湾時報発行所
- (40) 注 26 前掲資料
- (41) JACAR Ref.B02130116500、執務報告 昭和十二年度東亜局第二課及第三課(東亜-3)(外務省外交史料館)0031
- (42) JACAR Ref.B02130119300、執務報告 昭和十三年度東亜局第二課(東亜-4)(外務省外交史料館)0020
- (43) 注 29 前掲資料
- (44) 注 16 前掲書、pp.29-30
- (45) 注 38 前掲書、蘇暉婷訳本 p.28 ※本翻訳稿では外山原著 p.28 を参照した。
- (46) 注 1 前掲書、pp.17-18
- (47) 注 38 前掲書、蘇暉婷訳本 p.96 ※本翻訳稿では外山原著 p.28 を参照した。
- (48) 注 16 前掲書、p.30
- (49) 注 38 前掲書、蘇暉婷訳本 pp.130-131 ※本翻訳稿では外山原著 pp.130-131 を参照した。
- (50) 中島三千男 2011「關於二戦前日本在旧中国内地建造的神社」『明清以来江南城市发展与文化交流』pp.336-337、上海：復旦大学出版社
- (51) 同上、p.337
- (52) 同上、p.337
- (53) 陳小法 2015『日本侵華戦争の精神毒瘤—在華神社真相』p.61、杭州：浙江工商大学出版社
- (54) 注 3 前掲書、聶長振訳本、p.157 ※本翻訳稿では、村上原著 p.193 から引用した。
- (55) 注 50 前掲書、p.337
- (56) 興亜宗教協会編 1941『華北宗教年鑑』p.704、国立国会図書館デジタルコレクション  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1914632/393>
- (57) 同上、p.707  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1914632/394>
- (58) JACAR Ref.B04012566900、本邦神社関係雑件 第六卷 (I-2-2-0-2\_006)(外務省外交史料館) 0428
- (59) 同上
- (60) 同上、0429
- (61) 同上、0430
- (62) JACAR Ref.B04012114100、在外日本人各学校関係雑件／在南支ノ部／広東日本国民学校 (I-1-5-0-2\_6\_5)(外務省外交史料館) 0192
- (63) JACAR Ref.B02130116500、執務報告 昭和十二年度東亜局第二課及第三課(東亜-3)(外務省外交史料館) 0031
- (64) 佐藤弘毅 1998「戦前の海外神社一覧Ⅱ—朝鮮・関東州・満州国・中華民国」『神社本庁教学研究所紀要』3号 p.212
- (65) 注 3 前掲書、聶長振訳本 p.135、166 ※本翻訳稿では村上原著 p.165、206 を参照した。
- (66) 王学新 2008「抗戦前博愛会医院之運作与日本大

- 陸政策之關係』『逢甲人文社会学報』(6)、p.108
- (67) 注 16 前掲書、p.30
- (68) 注 53 前掲書、p.59 ※本翻訳稿では佐伯有義 1905「会説 海外における神社の新設」『全国神職會 会報』第 69 号 pp.1-6、(復刻版第 12 卷 1992、東京： ゆまに書房) を要約した。
- (69) 小笠原省三 1953『海外神社史 上巻』pp.274- 275、海外神社史編纂会(復刻版 2004、東京：ゆま に書房)
- (70) 注 2 前掲書、李建華訳本 p.139 ※本翻訳稿で は島藺原著 p.155 から引用した。
- (71) 蘇信「復活歴史：広州“日軍神社”興滅記」『金 羊 網』[http://www.ycwb.com/gb/content/2005-07/24/ content\\_946988.htm](http://www.ycwb.com/gb/content/2005-07/24/content_946988.htm).
- (72) 蔡錦堂 2010「台湾の忠烈祠与日本的護国神社・ 靖国神社之比較研究」『師大台湾史学報』第 3 期、 p.14、台北：国立台湾師範大学台湾史研究所
- (73) 高橋哲哉著・黄東蘭訳 2007『靖国問題』p.28、 北京：三連書店 ※本翻訳稿では高橋哲哉 2005『靖 国問題』p.48、東京：筑摩書房を参照した。
- (74) 庄娜 2016『日本“国体論”研究—以近代国家建 構為視角』p.22、北京：中国社会科学出版社
- (75) 梁錦昌「関注：再掲“広東神社”」『金羊網』 <http://www.ycwb.com/gh/content/2005-12/09>
- (76)「東亜新聞」『新亜』1943 年第 9 卷第 4 期 10 月号、 p.8、広州協栄印書館出版
- (77) 注 71 前掲資料
- (78) 楊万翔「広州の日軍神社在哪」『金羊網』 [http://www.ycwb.com/gh/content/2005-07/10/ content\\_938014.htm](http://www.ycwb.com/gh/content/2005-07/10/content_938014.htm).
- (79) 注 35 前掲書、p.55
- (80) 広州市地方志編纂委員会 1995『広州市志』(巻三) p.544、546、広州：広州出版社
- (81) 注 56 前掲書、p.704 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1914632/393>

#### 【訳注】

- ① 中島三千男 2011「關於二戰前日本在旧中国内地建 造の神社」『明清以来江南城市發展与文化交流』 p.334、上海：復旦大学出版社
- ② 同上
- ③「日本神社事典海外神社一覽」 <http://kitabatake.world.coocan.jp/jinjya.html>

(最終閲覧 2021-9-29)

- ④ JACAR Ref.B04121023800、21. 広州市 (G-1-1-0-5\_1) (外務省外交史料館) 0264
- ⑤ 以下、第 1 章の終わりまでの叙述については、日本 の読者には解りにくい点などもあるが、ここでは原 文を尊重しほぼそのままの形で訳した。
- ⑥ 沙面は当時英仏租界のおかれていた地区。日本企業 も進出し、後に日本人小学校や広東神社もここに作 られる。「II 広東神社の建立と移転」参照。
- ⑦ 海外神社で基準として使われる『神道史大辞典』(吉 川弘文館)の巻末付表でも、広東神社の「設立許可 年」として、昭和 9 年 9 月と記されている。これに ついては、広東神社の設立許可(広東総領事館)が おりたのが 1934(昭和 9)年 9 月、そして実際に社 殿が完成し、神々が鎮座(鎮座大祭)したのが 11 月 3 日であったという可能性がある。いずれにして も筆者も「おわりに」で指摘しているように、広東 神社の設立の申請書の発見が待たれる。
- ⑧ 伊勢神宮(皇大神宮、内宮)の祭神は、一般的には 天照大神あるいは天照大御神と言われるが、正式に は天照坐皇大御神である。ここから天照皇大神とも 言われる。
- ⑨ 厳密に言うならば、広州市沙面の日本人小学校内に あった時期の広東神社には、天照大神と明治天皇、 靖国神が合祀され、1939 年の移転後に拡大した広 東神社では、本殿に天照大神と明治天皇が、向かっ て右隣りにある「別殿」の広東護国神社に靖国神が、 左隣にある「別殿」の稲荷社に稲荷神が祀られたと いうことになる。
- ⑩『古事記』だけではなく、記紀神話と言われるよう に『日本書紀』も含まれる。
- ⑪ 幕末・維新期の内戦で天皇方(官軍側)で戦った戦 死者を慰霊する齋場として招魂社が各地に設けられ たが、海外でも日本軍戦没者を慰霊する齋場として 招魂社が設けられた。東京招魂社は 1879(明治 12)年靖国神社と改称されたが、各地の招魂社は 1939(昭和 14)年護国神社と改称され、海外の招 魂社もこれにならった。
- ⑫ 外山晴彦監修 2013『日本の神々がわかる神社事典』 p.28、東京：成美堂出版
- ⑬ もちろん、後述するように、外務省は推薦にあたっ ては、神社や神職を管轄していた内務省神社局(1940 年 11 月神祇院に昇格)に相談していた。

- ⑭戦前において神社は国家の宗祀として社格に応じて費用の一部が公的に支弁されていたが、中華民国は日本の領土ではなかったため、社格制度は適用されなかった。しかしながら1939年度以降、事実上中華民国の大部分の神社に外務省から神饌幣帛料が供進されるようになった。
- ⑮原注64の参考文献（佐藤）は、この戸数の典拠は昭和15～17年の外務省東亜局第三課調べの「在支神社一覧」だとしているが、外務省外交史料館にも該当資料の所蔵がない。そのため原文筆者も訳者もこの戸数の示された正確な年は確定できていない。なお、岩下伝次郎1941『大陸神社大観』大陸神社連盟（復刻版2005、東京：ゆまに書房）によれば、広東神社の昭和15年の氏子戸数は6542戸とされている。
- ⑯そもそも広州を含む中国南部の都市における「日本人」の中で台湾人の占める割合は非常に高かった。例えば1941年4月1日現在、広州市の人口は12320人、内訳は内地人8303人、台湾人3619人、朝鮮人398人であった。（東亜同文会編1942年8月「主要都市別在留日本人数」『新支那年鑑』p.114）
- ⑰日中戦争の拡大に伴い、中国における占領地の諸施策を統一的に行うために、1938年12月に第一次近衛内閣により設けられた。軍、特に陸軍の影響力が強く、外務省の権限の縮小につながった。1942年11月の大東亜省の設置により廃止された。
- ⑱このことは戦後の靖国神社や各地護国神社の一般的状況であり、広東護国神社において霊璽簿奉安殿が存在した証拠はまだ見つからない。
- ⑲原注73の高橋は著書の中で、菱木政晴（1993『浄土真宗の戦争責任』岩波ブックレット）の説としてこの考えを紹介している。
- ⑳「漢奸」「傀儡」共に原文の表現のまま。
- ㉑鍾剣鋒2017「実用与象征」『日本侵華史研究』第4巻、南京：南京出版社
- ㉒「軍神」たちの位牌が安置されたと言われる場所ゆえ、このように呼ばれた。
- ㉓興亜宗教協会編1941『華北宗教年鑑』p.704、国立国会図書館デジタルコレクション  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1914632/393>